

新旧対照表

浦安市特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例第6条第2項の規定による利用者に負担させる費用を定める規則（平成12年規則第49号）の一部改正（下線の部分が改正部分）

改 正 後				改 正 前			
浦安市特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例（平成11年条例第5号）第6条第2項の規定により規則で定めるところにより負担させる費用は、次のとおりとする。				同 左			
区 分		額		区 分		額	
特別養護老人ホーム	食事の提供に要する費用及び原材料費の実費に相当する費用		1日につき1,800円。ただし、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第83条の5に規定する市町村の認定を受けている者にあつては、 <u>1,445円</u>	同 左		1日につき1,650円。ただし、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第83条の5に規定する市町村の認定を受けている者にあつては、 <u>1,392円</u>	
	居住に要する費用	従来型個室	1日につき <u>1,231円</u>	同 左	同 左	1日につき <u>1,171円</u>	
		多床室	1日につき <u>915円</u>		同 左	1日につき <u>855円</u>	
省 略				同 左		同 左	
老人短期入所施設	食事の提供に要する費用及び原材料費の実費に相当する費用		1日につき1,800円。ただし、介護保険法施行規則第83条の5に規定する市町村の認定を受けている者にあつては、 <u>1,445円</u>	同 左		1日につき1,650円。ただし、介護保険法施行規則第83条の5に規定する市町村の認定を受けている者にあつては、 <u>1,392円</u>	
	滞在に要する費用	ユニット型個室	1日につき <u>2,066円</u>	同 左	同 左	1日につき <u>2,006円</u>	
		従来型個室	1日につき <u>1,231円</u>		同 左	1日につき <u>1,171円</u>	
		多床室	1日につき <u>915円</u>		同 左	1日につき <u>855円</u>	
省 略				同 左		同 左	

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年9月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の浦安市特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例第6条第

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p><u>2項の規定による利用者に負担させる費用を定める規則本則の表の規定は、 施行日以後の利用に係る費用について適用し、施行日前の利用に係る費用に ついては、なお従前の例による。</u></p>	